

第17回水産ワーキング・グループ 議事概要

1．日時：平成30年5月31日（木）10:40～11:48

2．場所：合同庁舎第4号館11階共用第1特別会議室

3．出席者：

（委員）金丸恭文（議長代理）、原英史（座長代理）、長谷川幸洋

（専門委員）泉澤宏、花岡和佳男、本間正義

（事務局）前川内閣府審議官、窪田次長、佐脇参事官

（説明者）水産庁：長谷長官

水産庁：山口次長

水産庁：岡漁港漁場整備部長

農林水産省：信夫大臣官房政策課長

4．議題：

（開会）

水産政策の改革に関する農林水産省からのヒアリング

（閉会）

5．議事概要：

佐脇参事官 それでは、定刻になりましたので「規制改革推進会議 水産ワーキング・グループ」を始めます。

本日は野坂座長、林委員、有路専門委員、下苧坪専門委員、中島専門委員、渡邊専門委員は所用により欠席です。

金丸議長代理が出席です。

それでは、ここからの進行は原座長代理にお願いいたします。

原座長代理 それでは、議題に入ります。

本日は、規制改革実施計画に基づき、農林水産省において本年中に取りまとめることとされている水産業の成長産業化に向けた水産政策の改革案に関し、農林水産省からヒアリングを行います。

まず農林水産省から御説明をいただき、その後に意見交換を行います。

それでは、農林水産省の皆さんから30分程度で御説明をお願いいたします。

長谷長官 おはようございます。水産庁長官の長谷でございます。

お手元にあります「水産政策の改革について（案）」という資料、表紙をめくっていただきまして説明を聞いていただければと思います。

この水産政策の改革につきましては、昨年4月に閣議決定されました水産基本計画をベースに検討を進めまして、さらに昨年11月24日だったと思います、この水産ワーキング・

グループにおいて説明をいたしまして、政府の活力創造プランに位置付けました水産政策の改革の方向性に即しまして検討を進めてまいりました。水産庁では、この間、水産関係団体や現場の声なども伺いながら検討を進め、3月以降は与党の水産関係部会などにおきまして、現状等について御説明申し上げ、様々な御意見をいただいて内容を調整してまいりました。本日は、この水産政策の改革についての具体的内容を項目ごとに御説明申し上げたいと思います。

1ページ目は改革の具体的内容の冒頭部分ですけれども、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスの取れた漁業就業構造を確立することを目指し、改革を行うとしております。この背景といたしましては、日本の人口減少、漁業者の減少という中で、日本の漁業の潜在力を活かして成長産業、輸出産業としていくために、今、手を打たなければならないと考えております。

また、この間、北朝鮮漁船の操業ですとか漂着を契機といたしまして、改めて漁業が持つ国境監視機能が注目されているところでございます。これからも沖で日本の漁船が操業し、そして津々浦々の各浜に漁村が存続していくためにも、改革を進める必要があると思っております。

まず「1 新たな資源管理システムの構築」についてなのですが、冒頭の部分です。漁業の基礎である水産資源の維持・回復、適切な管理を行うため、国際的に見て遜色のない科学的・効果的な評価、管理方法とする観点から見直しをいたします。また、関係国と共通に利用する水産資源が多い我が国漁業の実情を踏まえまして、国際的な枠組みを通じた管理を徹底いたします。

その上で でありまして、資源評価対象の魚種は現在、50魚種程度でありますけれども、今後は原則として有用資源全体をカバーすべく、拡大することを目指していきたいということでありまして。

「また」以下にございます資源調査についても、調査船調査はもとより、漁業者の操業時の情報の活用も含めまして抜本的な拡充を行います。

についてですけれども、資源管理目標等の導入につきましては、国際的なスタンダードであるMSYの概念をベースとする方式に変更いたしまして、MSYは最新の科学的知見に基づいて設定することとしております。国全体としての資源管理指針を定めることを法制化して、この指針において順次、資源管理目標を設定して資源の維持・回復を目指します。

2ページ、 になりますけれども、TAC対象魚種については順次、拡大して、早期に漁獲量ベース、これはカツオ、マグロなど国際的に管理されている魚類ですとか、貝類、藻類を除いた魚類の漁獲量ベースでの計算となりますが、現在6割程度であるものを8割まで取り込むこととします。

は個別割当（IQ）ですけれども、TAC対象とした魚種の全てについて、具体的なイメージは大臣管理漁業となりますが、準備が整ったものから順次、導入していきたいということでありまして。

ですけれども、その際、TAC対象魚種については、水揚げ後、速やかな漁獲報告を求め、これを実効ならしめるためICT等も最大限活用します。

ですけれども、IQの超過等については、抑止効果の高いペナルティ措置を講じ、その実効性を高めます。

ですけれども、海区漁業調整委員会は、適切な資源管理や沿岸水域の有効利用を進めるために、浜の漁業者の意見を代表する組織として、より柔軟な委員構成とすることができる仕組みにします。また、選出方法の見直しも行いたいと思います。

と ですけれども、資源管理措置の導入に伴いまして影響を受ける漁業者に対しては、影響を緩和するために減船、休漁などの支援を行います。これによりまして、新たな資源管理措置への移行を円滑にいたします。併せて、この機会に適切な資源管理等に取り組む漁業者の経営安定対策の機能強化を図るとともに、法制化を図ります。

3 ページ、栽培漁業につきましては、種苗生産・放流等によりまして資源造成効果が期待される場所ですが、資源評価を行うことによりまして効果を見極めて実施していく必要があります。

、とありますけれども、従来、実施してきた事業につきまして資源評価を行いまして、資源造成効果を検証いたします。広域回遊魚種等については、複数の都道府県が共同で実施する取組を促進いたします。

4 ページ、「2 漁業者の所得向上に資する流通構造の改革」でありますけれども、です。マーケットインの発想に基づき、生産、流通、加工の連携等により流通構造の改革を進めます。ICTを活用して生産から消費までをつなぐことによりまして、流通の生産性や付加価値を向上させます。

ですが、産地市場の統合は漁港整備等とも連携して実施するとともに、生産者が消費地に流通拠点を確保して販売していくことも進めます。

ですが、IUU対策の徹底や輸出対策、漁獲物の付加価値向上などの観点から、漁獲証明やトレーサビリティの取組も推進いたします。

です。漁船・漁網等の漁業生産資材については、供給状況に関する調査を行い、調達先、調達方法等の見直しを進めます。

5 ページ、「3 生産性の向上に資する漁業許可制度の見直し」についてでありますけれども、冒頭の部分です。適切な資源管理システムの導入と関連して、生産性の向上や国際競争力強化を図るべく見直しを行います。

についてですが、主要資源の管理を適切に進める観点から、大臣許可、知事許可がそれぞれ今2種類ございますけれども、合計4種類となっております現行の漁業許可を大臣許可と知事許可の2種類に簡素化いたします。

については、IQ導入に伴う数量管理とセットでトン数制限など、漁船の大型化を阻害する規制を撤廃する考えであります。他方、IQだけではカバーできない規制、すなわち操業区域や体長制限等も必要に応じて活用してまいります。

～ 辺りでありますけれども、漁業許可を受けた者には資源管理や漁獲報告を義務付け、その迅速・正確な報告を求めるための電子化を進めてまいります。資源管理を適切に行わない漁業者等に対しては、改善勧告や許可の取消し等を行うこととなります。

についてですが、漁船に関する制度は国土交通省の所管となりますが、連携を取りながら検討を進めてまいります。

6 ページ、「4 養殖・沿岸漁業の発展に資する海面利用制度の見直し」についてであります。まず前提として沿岸の限られた水域において資源管理を適切に行い、漁場の円滑な利用を確保するために、漁業権制度が果たしてきた機能は極めて重要なものと認識しております。これを評価した上で漁業、漁村の多様化している状況に合わせて維持すべきは維持し、見直すべき点は見直すという考え方で対応してまいります。

(1) の についてですが、資源管理を適切に行い、漁場をめぐるトラブルを回避する観点から、今後も漁業権制度を維持いたします。

についてですが、養殖業の規模拡大や新規参入が円滑に行われるようにする観点から、漁業権付与に至るプロセスを透明化するとともに、漁業権の権利内容の明確化等を図ります。

についてですが、これは漁業権の管理とは別の話になります。都道府県が沿岸漁場管理の業務を漁協等に委ねることができる制度を創設いたします。具体的な内容は、後から述べます。

(2) になりますけれども、漁業権の付与プロセスの透明化についてです。県が策定する漁場計画については、基本的な仕組みは従来と同様ですが、新規参入希望者等の要望を幅広く聴取し、検討結果を公表するなどにより計画策定プロセスの透明化を図ることといたします。

(3) ですが、従来と同様に漁業権は定置漁業権、区画漁業権、共同漁業権の3種類といたします。

になりますが、定置漁業権、区画漁業権については、従来と同様に個別の漁業者に付与します。区画漁業権のうち、養殖に係る現在の特定区画漁業権につきましては、養殖の種類、例えば小割式養殖だとその規模あるいは多人数がやっても1人しか養殖してなくても、特定区画漁業権として漁協への免許が優先となっております。これは本来多くの漁業者の間の調整を実施するために管理する漁協に免許するという性格のものでありますので、それを正面から位置付けて多数の個別漁業者がその団体である漁協に付与することを要望する場合に、漁協に付与する仕組みといたします。

7 ページ目です。(3) になりますけれども、共同漁業権は沿岸において海藻や貝類等を採用するなど、一定の水面を多数の漁業者が共同で利用する場合の漁業権になるわけですが、この共同漁業権は引き続き漁協に付与いたします。

ですけれども、個別漁業権について漁業経営の展開上、必要となる資金調達を容易にするなどの観点から、都道府県の関与の下で抵当権がより活用できるようにいたします。

について、漁協に付与される団体漁業権については、漁協がそのメンバーである組合員の内部調整を行うこととし、メンバー以外には及ばないことを明記いたしました。

です。漁業権免許の優先順位の法定制は廃止し、都道府県が付与する際の考慮要件として、既存の漁業権者が水域を適切かつ有効に活用している場合は、これを優先することを法律で定めます。これによりまして、既存漁業者の不安を解消し、長期的な経営判断に基づく投資を促すことができると考えているところです。

についてですが、漁業権者は、適切な資源管理や沿岸漁場の有効活用のため、その役割は極めて重要であることから、その果たすべき役割を明確化し、資源管理状況や生産データ等について県に報告させ、必要な措置が講じられるようにいたします。

(4) についてですが、漁業権管理とは別に赤潮の監視を始め、現在、漁協が中心的な役割を担っている良好な漁場環境を維持するための沿岸漁場の管理は、必ずしも組合員だけでなく、員外の非組合員の漁業者にも受益する活動があります。これらは本来的には都道府県の責務があると考えられるので、これを明確にした上で都道府県が漁協等に業務を委ねることができる仕組みを創設いたします。

併せて業務の内容や非組合員からの費用徴収等のルールを明確にし、透明性の高い形で安定的、継続的に業務実施ができるようにするものであります。

8 ページ、(5) 養殖業発展のための環境整備についてでありますけれども、養殖業につきましても国内外の需要を見据えて戦略的養殖品目を定めて、その生産、販売、輸出を戦略的に進めてまいります。優良種苗や低コスト飼料等の技術開発等も推進いたします。養殖業に関する漁港の有効活用や、沖合に大規模養殖場を展開するための実証試験等も積極的に進め、国際市場も見据えた養殖業の発展を促進いたします。

「5 水産政策の改革の方向性に合わせた漁協制度の見直し」でありますけれども、漁協につきましても水産政策の改革の方向性に合わせて見直しを行います。

(1) でありますけれども、先にこれまで説明いたしました沿岸漁場管理業務を漁協が実施できること及び費用徴収の透明性を高めることを明記するほか、都道府県の適切な監督措置、情報公開等を進めます。

になりますけれども、全漁連は、漁協における団体漁業権、漁場管理等の業務の適正化を図るための事業を行うことができることとし、漁協組織全体として業務の適正化を進めることができるようにいたします。

最後、9 ページ目になりますけれども、(2) の と ますが、漁業者の所得向上に向けて漁協が役割を果たすことを法律にも明記いたします。漁獲物の販売は、漁協の中心的事業でありまして、その強化に資する人材登用を促進するため、販売のプロ等の登用を促します。

についてですが、漁協系統の信用事業のほとんどは、県段階の信漁連が実施しており、これらに対する監査について他の金融機関とのイコールフットィングの観点から、公認会計士監査を導入することとしております。対象は、県の信漁連や県全体をカバーする漁協

など、規模の大きなところが対象となりますが、実質的な負担増加とならないよう注意して進めていく必要があります。

一番下の6についてですが、以上に述べたような取組を通じまして、漁村全体の収入確保に向けて漁村の活性化を図ることが重要であります。また、漁業・漁村の持つ国境監視を始めとする多面的機能の発揮に向けて、効果的な取組を進めることといたします。

以上、御説明申し上げました内容につきまして、今後、政府の方針として位置付けられるよう調整を進めてまいります。また、今後この改革の内容に即して法制化等を進めていくに当たりましては、漁業者の不安や懸念を払拭できるよう、丁寧に説明しながら作業を進めていく必要があると認識しております。今回の改革を現場で実のある成果が上がり、漁業関係者が良くなった、漁村が活性化したと実感できるようなものにすべく、水産庁として全力を挙げて取り組んでいく考えでございます。

説明は以上でございます。ありがとうございました。

原座長代理 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明について御意見、御質問がございましたらお願いいたします。なお、御発言を希望される際にはプレートを立てていただきますよう、お願いいたします。

花岡専門委員 御説明ありがとうございます。

まず2つ確認をさせてください。

1つは資源管理のところと3番目のところにつながると思いますが、国際水準の資源評価を実施するという中、国際的に遜色のない管理をしていくという中で、許可漁業に対してデータの報告義務が明確に書かれてあるのですが、そうでない、許可漁業でないものに対しては都道府県に、地域に任せる。ただ、地域の管理がきちんと国際水準のものになることをどのように担保するのかというところをお聞かせくださいというのが1つ目です。

2つ目が流通構造のところです。IUUなどの撲滅というところでは、国内の輸出に向けたトレーサビリティというのは明記されていると思うのですが、日本で消費されている水産物の約半分は輸入によるものです。今、国際的に大きな問題になっているのは、国際規模で起きているIUUとか人権などの問題に関係する漁業です。アメリカとかEUでは、そういったIUU由来のものを国内に輸入しないという規制ができています。日本はEUやアメリカに次いで第3の輸入市場ですが、そこではそういう規制が、もし輸入コントロールができなければ、現状としてEUやアメリカに入れられないようなIUU由来の魚が日本に入ってきてしまうというところが大きなリスクになっています。実際に幾つかの調査も出ていまして、最近、今週月曜日に発表されたものと、国内でのホテルのレストランで販売されているシタビラメというのがメニューに載っていたというもの。DNA検査をしたらその半分がナマズだった、パンガシウスだったというような調査結果が出ていたりですとか、過去15年、違法漁業などに関与したイカが輸入されていることによって、国内のイカ

産業、約25%ぐらいの損失があるという調査も行われているようです。

そういったところから見ても、輸入のところをきちんとしていくということは、ここに明記するのが一番いいなと思うのですけれども、この文言でちゃんと輸入のものも扱うんだというふうに考えていいのでしょうかという2点を確認させてください。

長谷長官 資源管理の1つ目のところですよ。国際水準のということで進めていくということでもあります。なので沿岸のほうは制度的に知事さんの免許ということなわけですから、文言上、経営の報告ということになりますけれども、当然のこととしてそれが今もそうなのですが、国レベルの資源管理の対象ということであれば、連動する形で、一体となる形で報告をしていただくことになります。

ついでに言えば、MSYについても御説明しました。EUはこういうふうに行っている、アメリカはこういうふうに行っている。同じ言葉でもいろいろな考え方があるわけでありまして、そういうものをしっかりと検討して、日本の資源、資源ごとでまたいろいろ事情がありますから、最も適当なものを選んで、参考にしながら全体として国際水準でという考え方で書いているつもりです。

IUUの話は、マグロについてはRFMOを活用して海外からの輸入の部分ですけども、あるいはロシアとのRFMOではありませんけれども、当該国との関係でカニの例などお話ししました。4ページの にありますけれども、輸出の話、輸入の話、消費拡大の話、輸出振興の話とかいろいろな要素があるわけですが、全体的に進めていくということだと思えます。その出発点となる漁獲報告についてのICTの活用による把握などと連動してくるところなので、まずその基礎となる漁獲証明の話をやりますして、しっかり順次対応していくということだと思えます。特に輸入の話については、そういう意味でこれまでも問題となるものについて、国際的な調整を図って順次やってきているところでありまして、それはこれからもそういう考え方で進めていくということだと思えます。

花岡専門委員 ありがとうございます。

まず2つ目の点で、輸入の部分ではアメリカとかEUが行っているような輸入規制、IUUのものは国に入れません。国内市場に入れません。トレーサブルではないもの、IUUでないこと確認できないものは入れませんか、そういうことは考えてはいらっしゃるということですかね。あと、RFMOのところはマグロなどはそうされていくという事は理解できましたけれども、先ほどお伝えしたみたいに例えばイカですとかナマズとシタピラメの話も、パンガシウスは日本では生産されない、輸入されているものですよ。という国内の漁業者の市場を奪っているという状態になりますが、そういうところに対してアクションは取られないのでしょうか。

長谷長官 国際合意を踏まえて今、やっているということなのです。花岡専門委員はその先の話がされているのでしょけれども、アメリカがやっていることだとか、EUがやっていることだとかを見据えながら、ここに書いてあるのはその出発点となる漁獲証明制度をまずやっていく。法制化、整備を進めるということがここでは書いてあるということ

す。

花岡専門委員 ありがとうございます。では漁獲証明書、それは素晴らしいことだと思うのですが、それがスタートで向かっていく先はアメリカ、EUと全く同じことをする必要はないと思いますが、そのような日本の市場をきちんとIUUの問題のものから守る。そういう問題のあるものを排除するという方向に向かうという考え方でいいということですか。

長谷長官 あそこの外国の規制の話の説明したときに、その話も出ていたかと思うのですが、相互性のお話があるわけですが、一方的に規制という話にはならない。そういうことを考えたときに、きちんとこちらでも漁獲証明のことが簡便にできる形にしておかないと、その段階に一足飛びに行くわけにいかないわけなので、そういう思いでこれが入っているということでもあります。

花岡専門委員 おっしゃるとおりプロセスが必要、ステップが必要だということは私もそうだと思います。ただ、ちゃんと目的がこちらにあるのかどうか。RFMOの対象の種だけに漁獲証明のシステムをつけて、それで終わってしまうという形になってしまったら中途半端だなと思ったので確認をさせていただきました。

長谷長官 そういうものについての出発点にもなるし、逆に国内の密漁対策だとか、そういうことも見据えているいろいろなことの出発点になるものをこの機会に整備したいと思っております。

花岡専門委員 ありがとうございます。

あと1点目で知事許可だからということ、資源管理の部分で御説明いただきましたけれども、知事許可の部分は報告義務があるのだと理解しています。ただ、知事許可漁業でない地域のもっと小さい漁業に対しては、データの報告義務というのもここには書いていないと思いますし、どのように資源評価をしていくのか。その有用資源全体を目指すと御説明いただきましたが、どのようにデータを入手する。入手しないと恐らく資源評価というのはきちんとできないと思いますけれども、その辺はどのようにこれを読んだらよろしいでしょうか。

長谷長官 制度に即して書いてあるものですから、そういう形になるわけなのですが、国レベルとして漁獲量の管理が必要で、そのためには報告が必要になると、そういう観点から漁業制度の中に落とし込んでいくわけですが、逆だと思うのです。漏れがあって問題なら、それをカバーするように制度は作っていくということでお分かりいただけますか。必要な報告が取れるように制度はカバーしていくということです。主要資源については評価対象にしていくわけでありましてけれども、そのときに、でもあくまで相当部分はカバーすることになるのですが、どこまで行っても全部ではないのだと思うのです。そういうものは義務的な報告を課すことにはならないのだと思います。

花岡専門委員 100%にすることは現実的ではないのかなというのは分かります。でも、この文言だと許可漁業だけとなっています。

山口次長 今回のデータ収集の方法の御議論なのですが、段階があるのだと思います。現在の例えば50魚種、84系群集めているデータも、全部が法律に基づく許可漁業等のいわゆる報告義務で集めているわけではなくて、その大半は試験場とか水研機構が市場に行って調べたり、逆に漁協からデータを出してもらったりした、任意のデータも集めているわけです。

今回の改革の中では、ICTを活用して水揚げデータとか販売データみたいなものも、なるべく漁協等が集約しやすくしていくとありますが、それと試験場等を結んでデータのやり取りができるようなシステムも作っていただける構想になっておりますので、法律上、義務付けていくものと、そういった形での任意提出が求められるものと両方を足して、データの充実を図っていきたいと思っております。

花岡専門委員 何度もすみません、多分最後のコメントになるとと思います。そうですね。プロセスというのは本当に私も一足飛びにはいかないということは分かっています。なので任意なものから始まって、でも国際的にグローバルレベルのスタンダードというところに持っていくと、きちんとしたデータ報告が義務付けられる。きちんとしたデータが来るというところは担保しなければいけないところなのだろうなと思います。今すぐではないと思いますけれども、なので現段階では任意のものを入れて、漁協がそれを集約するというのもいいと思います。なのでそれがきちんと機能するようなシステムを作っていく。ただ、その先にはよりコンプリヘンシブなものができるようになっていくというような担保をさせていただきます。

長々とすみませんでした。ありがとうございました。

原座長代理 よろしいですか。

ほかいかがでしょうか。泉澤専門委員、どうぞ。

泉澤専門委員 御説明ありがとうございます。

2つほど教えていただきたいことがあるのですが、まず1点は、資源管理については国際的に見て遜色のない科学的・効果的な評価方法及び管理方法とするということですが、この次のページの ですけども、TACの対象魚種は早期に漁獲量ベースで8割をTAC対象に取り込むというようにあります。毎年漁獲量の変動はかなり大きいと思うのですが、大体概算で、想定される8割の魚種というのは大体何魚種ぐらいになるのかということをもまず1つ教えていただきたいと思います。

もう一つは、アウトプット・コントロールについて、漁業の実態を踏まえ可能な限りIQ方式にするというふうに、その下にあるのですが、の水揚げ後の速やかな漁獲量の報告を義務付けるとか、あるいは罰則規定を設けるとか、かなり実効性の高いものになるのかなと期待はしておりますが、国としてこういった漁獲量のデータをモニターすることについてはどのようにお考えなのか。例えば許可漁業の場合は水揚げ港というのは結構限られていると思うのですが、大型船の場合は特にそうですけれども、魚市場での水揚げそのものが漁獲量の報告データになると思われます、その中で国としての検証というか、

実際はどうかというモニタリングはどのような方法を考えているのかなということ、この2点をお聞きしたいと思います。

原座長代理 では、可能なところからお願いします。

長谷長官 6割、8割の話で、現状が大体6割なのです。それを8割にしようとする、目安としてはあと10種類ぐらい入れると8割になるということです。

ただ、1つの目安としてそういうことで、それで済みということではなくて、数量管理に適していて、それで効果が期待できるものは数量が小さくてもやればいい話でありますし、ただ、1つの目安として8割というものを出しているということでもあります。

今もTAC管理システムということで集計をやっているのですけれども、それをベースにしながら対象魚種を何に広げるかによっても水揚げ実態とかが違うのですが、それを今、出発点にしながらもっとリアルタイムでなるようにという形で、そのシステムの構築、改善ということもこれからしっかりとやっていかなければいけない。予算が要るのですけれども、そういうことで考えております。

泉澤専門委員 ありがとうございます。

このことに関連してなのですけれども、モニターをする上で例えば混獲の割合ですとか、あるいは市場によって水揚げ数量の検量方法のばらつきや、量り方というのがいろいろあります。そういったものを踏まえると、一定のガイドラインみたいなものが必要なのかなと感じるのであるけれども、その辺はいかがでしょうか。

長谷長官 いろいろ研究しなければいけない話は多くて、サバをマサバとゴマサバで合わせているのは、まさにそういう混じりの問題があって、金丸議長代理からはもっとリアルタイムでカメラを使ってみたいな話ですけれども、船上で見てカメラの映像で魚種判別できるかとか、結構難しい課題はいろいろ出てくると思いますが、そういうことを含めて、どの単位で魚種もまとめてやらざるを得ないのか、分けられるのかとか、技術の開発の度合いを踏まえてまた全然変わってくると思うのです。今の場合は混じりの部分について市場段階なりでサンプルして分けたりとか、資源評価するときにはやっていますけれども、言われるようにガイドラインでまずやっていく段階もあるし、そこにいろいろな機械を導入することによってそれがブレイクスルーするというのも、当然これからいろいろな事態が考えられると思っております。

泉澤専門委員 分かりました。魚市場は、産地ごとに特色があるのですが、やはりガバナンスの向上と、数字の信頼性といったこともIQ方式で厳格に漁獲量を割り当てることになれば、そのような取組は必要なのかなと感じました。ありがとうございました。

原座長代理 よろしゅうございますか。それでは、本間専門委員、どうぞ。

本間専門委員 御説明ありがとうございました。

現状と比べたら、これらが実施されたなら相当いろいろ変わってくるな、と期待を持ってお聞きしておりました。

資源管理のところは今、お二人の専門委員の方からお話があったところなので、そこは

私のほうでは飛ばして、規制改革推進の立場から言うと、新規参入をどう考えるかということが大きな課題だと思います。資源管理のところとは別にして、新規参入が進むと期待できる項目はどれなのかということについて、水産庁の御意見といたしますか、狙いといいますか、その辺り、つまり漁業内部の構造改革みたいなところについてどういう仕込みになっているかということについて、まずお聞かせいただければと思います。

長谷長官 まず前提として、資源管理の難しさについてもお話ししてきたつもりです。特に外国、周辺国との関係が非常に厳しい中で、そこを克服しながら資源管理を進めることによってパイを増やしていくことがあって、その中で沖合の漁船漁業のイメージですけれども、ここも周辺の外国船との競争に相当さらされている状況がある中で、パイを何とか大きくしながら、そこに準備が整ったものからIQを導入するというものとセットで船のトン数規制だとか緩和できるものを進めていこうということを考えているわけです。そういう中で船員の確保というのも非常に大きな問題になっているわけですが、若者にとっても魅力のある居住性であったり、そういうことも兼ね備えた船にすることによって魅力のある産業になる。そういう意味で新規参入も期待できるような構造に是非持っていきたいという思いがあります。

沿岸の部分については、漁業権の話になります。日本は人口減少時代になるわけで、浜の様子もどんどん変わってきております。そういう中で従来の一生涯懸命取り組んでいる人たちが、その延長の中で頑張るということについては、しっかりと応援していきたいと思いますが、状況として外部の資本なり技術なり人を求めている浜があるわけですから、そういうものについて円滑に進むようにマッチングなり何なり進めていこうということでもあります。

そういうときに現に頑張っておられる、有効かつ適切にという言葉を使いましたけれども、行使されている方には漁業を営んでいただきつつ、その漁場の行使状況などをしっかり確認する中で、もし有効に活用し切れていないような水面があるということであれば、そこを円滑に参入を進めていくということでもありますし、技術の進歩によって今までは使えなかった水域も使えるようになるという話も出てまいりますので、そういう部分についても技術の力で拡大の余地があるわけですから、そういう部分について新規参入を図っていくという仕込みといたしますか、そういう考え方であります。

本間専門委員 ありがとうございます。7ページの に都道府県が漁業権を付与する際の優先順位の法定制は廃止しとあり、これは評価したいと思うのですが、その後を見ると今、長官がおっしゃられたように適切かつ有効に活用している場合は継続を優先する。何だ、今と変わらないのかという印象を持たれがちだと思うのです。ですからここは適切かつ有効に活用している場合というのは、どういう場合なのかということを具体的に詰めていただいて、それを今、漁業権を持っている、あるいは漁業を営んでいる人たちに、ここはクリアしなければいけないんだよといったボーダーラインといたしますか、そうした基準をきちんと示していくことが必要なので、是非ここはさらに検討を続けていっていた

だければと思います。

続けて漁協の話なのですけれども、信用事業に対しては公認会計士監査を導入するというので、ここは従来、主張してきたところで一定の進歩があったということで評価したいと思うのですが、問題はこれまでいろいろなヒアリングを通じて聞こえてくるのは透明性の確保、情報の透明性、内部のガバナンスの透明性といいますが、漁協の行っていることが組合員にきちんと理解されているのか。あるいは様々な賦課金等のことも含めて、あるいは不満があったときにどこに持っていったらいいのか。つまりうちの漁協の中だけで処理するのではなくて、それを外にもっと出していくという情報開示が必要だと思います。例えば、漁協の決定に不満があったとき、その決定が果たして正当なものか、確認できる場が今はないように思います。ある会社が組合員になりたいと申請しても、理由も分からないままずっと組合員にしてもらえなかったという事例もヒアリング等で聞いていますので、そうしたことをきちんと開示して、第三者が水産庁なのか、あるいは全漁連なのか分からないのですけれども、その辺りの情報を開示する、あるいは不満をくみ上げるシステムというものは是非確立していただきたいと思っていますところであります。

長谷長官 漁業権行使料のところでも出ておりますし、漁場管理のところでも書いてあります。行使料のところは漁協と組合員との関係ですし、漁場管理のところは員外の方たちとの関係ですけれども、いずれの形であってもまさに本間専門委員が指摘されたような透明性を高めていくということが、今回の1つの大きな柱だと思っております。漁業権制度なり、それを担ってきた漁協の役割についてしっかりと評価をしながら、そういうものが今後もしっかりと機能していく。社会的にも理解を得ながら機能していくための前提として、ここは非常に大事な部分だと思っておりますし、それを進めていく上でもう一つ、ガバナンスを高めていくというのも当然のことだという認識でありますので、その方向でしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

本間専門委員 追加でもう一つ、お願いします。

8ページの一番下の にある全漁連の事業のことですけれども、団体漁業権や漁場管理に関わる業務の適正化を図るための事業とありますが、具体的にはこれはどのようなことを指しているのか教えてください。

長谷長官 透明性の話から発想して、こういうことになっております。1つは漁協に対する行政サイドの、県庁のほうの検査というものが制度的にはあるわけですけれども、実態としてこれをしっかり進めるためには行政サイドの検査というアプローチだけではなくて、漁協系統自らの取組、運動として両面から透明性を高めていくということ、今回しっかりと進めていきたいという思いでこの項目が入っております。

原座長代理 よろしゅうございますか。

あといかがでしょうか。議長代理、どうぞ。

金丸議長代理 全体としては、ストーリーを感じる改革案をお作りいただいたのではないかと感じています。

幾つか確認をさせていただきたいのですけれども、先ほど来お話のある漁業権のところなのですが、7ページをこんなふうに取り取っています。まずは、ア、イと というのはセットだと思います。先ほど本間先生から御質問があった有効に活用しているかどうかについては、 の漁業権者は漁業権の活用状況、資源管理の状況、生産データ等を都道府県に報告することになっていますので、いわゆる貢献の評価はデータに基づいて判断されるということなので、だから情緒的に有効かどうか、有効だと思ったとかということではなくて、エビデンスに基づいた判断がなされると思っています。

それから、新規参入者といいますか、だからどの事業、どの企業でもそうだと思いますし、国もそうだと思うのですけれども、要するに古くて守るべきものは守りつつ、時代の変化で新しいものを取り込んでいかないと発展しないことは明らかですから、 のイのところですね。新規参入者が現われたときに、新規参入者というのはまだその地域において例えば実績が乏しいかもしれませんが、ある意味では計画を提出してやる気だとか投資の金額であるとかリスクの取り方だとか、そういうところで今度は新規参入者をどう評価するのかというのは結構難しい課題だと思うのです。そうすると、そういう新規参入者の人たちが意欲的な計画を提出したときの評価についても、何らかのガイドというか、誘導といいますか、そういう人たちが入ってこないことには、事業承継も含めてなかなか浜も賑わいを維持できないと思いますので、そこについても是非考えていただきたい。

もちろん長官のお話にありましたとおり、その地域において既に活躍もしていらっしゃる、その貢献していらっしゃる人たちが今回の制度改革によってさらに成長に貢献ができるようになれば、それはそれに越したことはないですし、そうすることが次の事業承継がやりやすい環境に変わるということになると思います。そういう意味では と について、是非バランスを持った改革案を法制度の設計のところに盛り込んでいただきたいと思っています。

それから、そういうどなたかの裁定は、プロセスが透明化されると思うのですけれども、そこで異議申立てみたいなの、ちょっとおかしいのではないかとかというような声を聞ける環境といいますか、それは都道府県なのか、都道府県を通じて水産庁がお集めになるのか。新規参入者は参入する前の予定者としては登場すると思いますけれども、結果的に新規参入できなかったという人たちの声も拾い上げることをしていただければ、全体と地域のガバナンスがもっとよくなるのではないかと思います。

長谷長官 金丸議長代理の言われるとおりだと思って聞いておったわけです。ここのまさに7ページの と のところは、本間専門委員の話にもありましたけれども、相当注目されているところで、いろいろな見方があるわけなのですが、まずはしっかりとやっておられる方、権利が剥がされるだとか、剥奪されることはないですよ、安心してくださいます。これをメッセージとしてしっかり伝えたいということでもあります。それでいきなり取消しなんてこともありません。報告していただいて、ちょっとこれは適切でもないし有効でもないということであれば直していただく、改善指導し、勧告し、それでも改まらない

ということであれば、それはという段取りを踏む話ですということです。そのときにまさに報告のデータによって、そういうことが判断されていくということだと思います。

そういうことをしながら、もともとの今の漁業法の考え方も水面をできるだけ有効に活用して、生産を上げていこうという思想でできた法律であります。今回もその部分は変わらないと私は思っております。さらに有効に活用するために新規参入者をどのようにすれば適切に参入ができるかというような、ガイドラインになるのかどうなのか、しっかりと議論して進めていきたいと思っております。単に野心的な計画書を出せばいいというものでもないのだと思うのです。そこをどう評価するのか。実情にどういうふうに、現地の状況にどう合っているのかとか、いろいろな勘案事項があると思っております。そこについて余り知事さんの権限を縛り過ぎるのも創意工夫を封じることになると思っておりますので、そのバランスもあると思っております。いっぱいいろいろな意見をいただいているところですので、しっかりと進めていきたいと思っております。

せっかくそうやって希望しても入れない場合も当然あると思っておりますけれども、今回書いてありますが、プロセスの透明化を図るということで結果を公表していく。どういうことで免許されなかったのかとかいうことも出していきます。もともとこの免許の話については、免許されなかった場合の異議申立制度というのがありますので、そういうものもあるし、それに加えて情報の開示をすることによって手当てができると思っております。

原座長代理 よろしいですか。それでは、よろしければ本日の議論はここまでとさせていただきます。

座長代理の私から本日の議論を総括いたしますと、農林水産省から御説明をいただいた水産政策の改革の具体案は、水産ワーキング・グループでこれまでヒアリングを重ね、議論をする中で、委員、専門委員が求めてきた改革の方向性に基本的に則したものであったと考えます。

昨年11月にワーキング・グループとして公表したこれまでの議論の整理を踏まえた農林水産省との意見交換、さらには5月15日に開催した第15回水産ワーキング・グループの自由討議で出された意見などを踏まえ、農林水産省が政策当局として具体化いただいたものと受け止めています。

他方、本日の審議において委員、専門委員から、この改革を実効あるものとするために留意すべき点、さらに深掘りすべき点など多くの指摘がありました。

今後、当ワーキング・グループとしての改革提言を規制改革推進会議の今期の答申の中で示していくこととなりますが、今期も終盤になっており、作業を急ぐ必要があります。事前に野坂座長にも確認をしておりますが、本日の農林水産省の説明や委員、専門委員の皆様のお意見を踏まえ、事務局にも作業をいただきながら、野坂座長の下で答申の立案作業を進め、その中で必要に応じ農林水産省とも議論を重ねながら成案を得ていきたいと思っておりますので、委員、専門委員の皆様におかれては御了承を願います。

最後に事務局から何かございますでしょうか。

佐脇参事官 次回の日程などにつきましては、後日、事務局から御連絡いたします。

原座長代理 定刻より少し早いですが、これで会議を終了いたします。委員、専門委員の皆様は事務的な連絡事項がございますので、残っていただきますようお願いいたします。大変ありがとうございました。